第1 審査会の結論

広島県知事(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 20 年 2 月 7 日、広島県情報公開条例(平成 13 年広島県条例第 5 号) 第 6 条の規定により、実施機関に対し、「20 年 2 月 7 日付け異議申立事業(○○川管理道の河川損壊箇所の補修工事損害賠償、損害査定等の事業)について土木部長として指揮監督された文書(決裁文書等)」の開示を請求(以下「本件請求」という。)した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「○○川管理道の河川損壊箇所の補修工事損害賠償、損害査定等の事業において土木部長として指揮監督された文書(決裁文書等)」(以下「本件対象文書」という。)について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行い、平成20年2月21日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 20 年 2 月 22 日、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、 開示を求める。

本件処分は、河川法、地方公務員法並びに広島県行政組織規則、文書取扱規則等に違反し、請願法、民法、刑事訴訟法に基づく手続を怠っている。

2 異議申立ての理由

異議申立人が,異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は, 次のとおりである。

(1) ○○市○○町の○○川河川管理道は、尾三地域事務所建設局をして県知事 (実質土木部長)が管理している施設であり、補修工事を必要とする損壊があれ ば、その損害の査定(加害行為のある場合)、補修工事のための諸手続が必要で あることは、論をまたない。

それらの事務は、文書によって、損害については、損害状況報告書の型で、補修工事については、工事設計書、入札、工事契約、工事の進行状況、完成検査、工事費支払等は公文書によって決裁される。これらは、すべて県知事の行為であり、決裁は委任等によって各級管理者によってなされるが、それらはあくまで県知事の責任においてなされる公の意志決定であり公文書として処理される。口頭でなされる事はあり得ない。このことは、行政法上の基本原則であり、土木部長は口頭で指示したとのことであるが理解に苦しむ。

現地事務所による決裁で、損害状況報告、補修工事の諸手続がなされてもそ

れは決裁の委任であってあくまで知事の委任(したがって県知事名で文書は作成される)によって行われるものであって、土木部長の指揮監督義務がないとは言えない。

- (2) 実施機関の主張によると、土木部長は、口頭によって指揮監督しているとのことであるが少なくとも法律行為については文書によってなされるのが論を待たないのに、実施機関の理由説明書には、口頭による指揮監督を行っていると明記しており、わざわざ行政法上の無知を披露するのは噴飯物である。上記行政上の行為である報告(報告の認知または承認)、契約(債務の発生等)、支払(債務の履行)等が文書決裁で行われないことはあり得ない。行政文書の不存在はあり得ない。口頭では出来ない。
- (3) なお,道路河川管理室長の言によると,本件損害査定及び損害賠償請求の為の関係者聞取りや損害賠償請求は一切行っていないとのことで,そのため,それらの書類はないとのことであり,土木部長の言う口頭による指揮も全くないのが真実であり,口頭による指揮監督も実はなされていないのが立証されているものである。これらの行為は,地方公務員法の義務違反,県の諸規則に違反していることを,実施機関の理由説明書に示していることになるのであるから,この説明書や公文書不存在をもって法的処置を訴及する必要がある。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等で説明している内容を総合すると,本件対象文書を 不存在とした理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 ○○市○○町の○○川河川管理道の補修工事損害賠償,損害査定等について, 土木部長は道路河川管理室長に対し,異議申立人から提出があった当該箇所の 写真の提示及び尾三地域事務所建設局からの状況報告等に関する口頭による指 示を行っており,指揮監督についての文書を作成又は取得していないため不存 在とした。この点について補足すると,次のとおりである。
- 2 本件請求書には、開示を求める文書として「20年2月7日付け異議申立事業について土木部長として指揮監督された文書(決裁文書等)」とし、「異議申立事業」については、「〇〇川管理道の河川損壊箇所の補修工事、損害賠償、損害査定等の事業」を指すものであると記載されており、対象河川が「〇〇川」であることは明らかであるものの、対象事業については、なお明らかになっているとは言えない。

3 なお、本件異議申立人のいう「損害賠償、損害査定等の事業」とは、同人主張の「○○川管理道『損壊』の○○○に対する費用の請求」を指すものであると判断できたが、当時、尾三地域事務所が調査を行った結果、○○○○○○ は確認できず、本件異議申立人のいう同事業は行っていない。当該事業に係る決裁については、事業費が、677、250円であったため、広島県地方機関の長に対する事務委任規則第7条第4項第85号(当時)の規定により、知事から権限の委任を受けていた尾三地域事務所長が行っており、土木部長は決

裁していない。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書等について

本件対象文書は、「○○川管理道の河川損壊箇所の補修工事損害賠償,損害 査定等の事業において土木部長として指揮監督された文書(決裁文書等)」で ある。

異議申立人は,「補修工事及び損害賠償請求など行政上の行為である報告, 契約,支払等が文書決裁で行われないということはあり得ないことから本件対 象文書の不存在はあり得ない。」などと主張しているので,本件処分の妥当性 について,以下検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、「広島県地方機関の長に対する事務委任規則」を確認したところ、本件補修工事等の知事の権限に属する事務は、当時の尾三地域事務所長に委任されており、その場合であっても、「事案が重要又は異例と認められる場合には、あらかじめ知事の指揮を受けなければならない。」旨が規定されていることが認められた。

そこで、本件補修工事等の場合についてみると、工事請負代金が 70 万円弱であり、「事案が重要又は異例と認められる場合」に該当しないものと考えられることから、本庁の土木部長が、当該尾三地域事務所長を直接指揮監督した上で実施に至るような特段の事情があったとまでは認められない。

(2) また、実施機関は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は確認できておらず、異議申立人の主張するところの「損害査定及び損害賠償請求等の事業」を実施したことはない旨を主張している。この主張に対して、異議申立人から具体的な反論は提示されておらず、当審査会としても、〇〇〇〇〇〇〇〇〇とまでは判断できないことから、少なくとも損害査定等に係る土木部長による決裁文書を有していなかったことが不自然とは言えない。

以上のことから,本件対象文書を作成していないとして不存在であることを理由に不開示とした実施機関の決定は,妥当であると認められる。

3 その他

異議申立人によるその他種々の主張は、いずれも当審査会の結論を左右する ものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
20. 3. 3	・諮問を受けた。
20. 3. 6	・実施機関に理由説明書の提出を要求した。
20. 5. 7	・実施機関から理由説明書を収受した。
20. 5. 8	・異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・異議申立人に意見書の提出を要求した。
20. 5. 20	・異議申立人から意見書を収受した。
20. 6. 18	・実施機関に意見書の写しを送付した。
22. 9. 27 (平成 22 年度第 6 回)	・諮問の審議を行った。
22. 11. 18 (平成 22 年度第 7 回)	・諮問の審議を行った。
22. 12. 10 (平成 22 年度第 8 回)	・諮問の審議を行った。
23. 1.14 (平成 22 年度第 9 回)	・諮問の審議を行った。

答申に関与した委員(50音順)

【第2部会】

荒井秀則	弁護士
中坂恵美子	広島大学大学院准教授
横藤田誠(部会長)	広島大学大学院教授